

総合評価落札方式等の改正について

1 総合評価落札方式に係る対象金額の引下げについて

総合評価落札方式とは、価格のみで競争していた従来の落札方式とは異なり、価格と同種工事の施工実績や工事成績などの定量化された評価項目とを総合的に評価する落札方式であり、同方式の導入により、価格と品質が総合的に優れた工事が調達されるとともに、高い技術力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備される。

本市では、平成30年7月以降に公告を行う工事から同方式を導入し、現在は、設計金額3千万円以上の全業種の工事に適用しているが、令和4年4月以降の公告案件から、対象となる金額を引き下げることにより、同方式の効果の波及・拡大を図るもの。

◆設計金額 【変更前】 3千万円以上 ⇒ 【変更後】 1千5百万円以上

2 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度とは、契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ基準となる価格を設定し、それを下回る入札をした者をただちに落札者とせず、必要な調査の実施や失格基準の適用により落札者を決定する制度であり、同制度の導入により、過度に低い価格で受注するいわゆるダンピング受注が防止され、公正な競争と適正な価格での契約の履行が確保される。

本市では、総合評価落札方式と低入札価格調査制度の併用により、ダンピング対策に取り組んできており、この度の総合評価落札方式の対象金額引下げに併せ、令和4年4月1日から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象金額を引き下げるとともに、低入札価格調査制度の数値的判断基準（失格基準）を引き上げることにより、同制度の効果の波及・拡大を図るもの。

◆設計金額 【変更前】 3千万円 ⇒ 【変更後】 1千5百万円
◆数値的判断基準（失格基準） 【変更前】 直接工事費の 86% ⇒ 【変更後】 直接工事費の 90%
共通仮設費の 80% 共通仮設費の 80%
現場管理費の 80% 現場管理費の 80%
一般管理費の 43% 一般管理費の 43%

(数値的判断基準は青森県に準拠)